

農薬原体の製造方法等の変更に係る事前相談に関する指針について（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 消安第 5807 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）一部改正案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>別添</p> <p>農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に必要な試験成績等</p> <p>1．試験成績等の範囲</p> <p>（1）原体規格が設定されている有効成分を含有する農薬原体 農薬原体の組成に関する試験成績 変更後の農薬原体について、<u>「農薬の登録申請において提出すべき資料について」</u>（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知。以下「局長通知」という。）に規定する以下の試験成績を提出すること。</p> <p>（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>2．（略）</p>	<p>別添</p> <p>農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に必要な試験成績等</p> <p>1．試験成績等の範囲</p> <p>（1）原体規格が設定されている有効成分を含有する農薬原体 農薬原体の組成に関する試験成績 変更後の農薬原体について、<u>「農薬の登録申請に係る試験成績について」</u>（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知。以下「局長通知」という。）に規定する以下の試験成績を提出すること。</p> <p>（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>2．（略）</p>

附則（平成 31 年 3 月 29 日）

- 1．この通知による改正後の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に行われる事前相談の要請について適用する。
- 2．前項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までに行われる事前相談の要請については、なお従前の例による。